



大津市公報

令和2年8月3日
号外(第55号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

- 93 大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 94 大津市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1

規 則

大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年8月3日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第93号

大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和33年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「額は」の次に「、条例第25条第4項の規定に基づき市長が相当と認める旅費の額を支給する場合を除き」を加え、「、車賃または」を「若しくは車賃として、又は」に、「金額で」を「金額で、」に、「の払いもどし」を「の払戻しの」に、「、払いもどし」を「、払戻し」に、「こえる」を「超える」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年8月3日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第94号

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成26年規則第98号)の一部を次のように改正する。

別表第1カドミウムの項中「0.01ミリグラム」を「0.003ミリグラム」に、「55」を「の55.2、55.3又は55.4」に改め、同表全シアン項中「規格38.1.1」の次に「及び38の備考11」を、「除く。）」の次に「又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。)付表1に掲げる方法」を加え、同表六価クロムの項中「規格65.2」の次に「(規格65.2.7を除く。))」を、「方法」の次に「(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170 7の7a)又はb)に定める操作を行うものとする。))」を加え、同表総水銀の項中「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。)付表1」を「環境基準告示付表2」に改め、同表アルキル水銀の項中「付表2」を「付表3」に改め、同表PCBの項中「付表3」を「付表4」に改め、同表シス 1, 2 ジクロロエチレンの項中「シス 1, 2 ジクロロエチレン」を「1, 2 ジクロロエチレン」に、「日本産業規格」を「シス体にあつては日本産業規格」に、「方法」を「方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法」に改め、同表トリクロロエチレンの項中「0.03ミigram」を「0.01ミリグラム」に改め、同表チウラムの項中「付表4」を「付表5」に改め、同表シマジンの項及びチオベンカルブの項中「付表5」を「付表6」に改め、同表ふっ素の項中「規格34.1に」を「規格34.1(規格34の備考1を除く。))若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170 6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。))に」に、「規格34.1(c)(注 第3文)」を「規格34.1.1(c)(注 第3文及び規格34の備考1)」に改め、「しない」の次に「ことを確認した」を加え、「付表6」を「付表7」に改め、同表1, 4 ジオキサン項中「付表7」を「付表8」に改め、同表備考に次の1項を加える。

4 1, 2 ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1カドミウムの項及びトリクロロエチレンの項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。